

龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。』とする。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、**いじめやいじめと疑われる事案**が認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

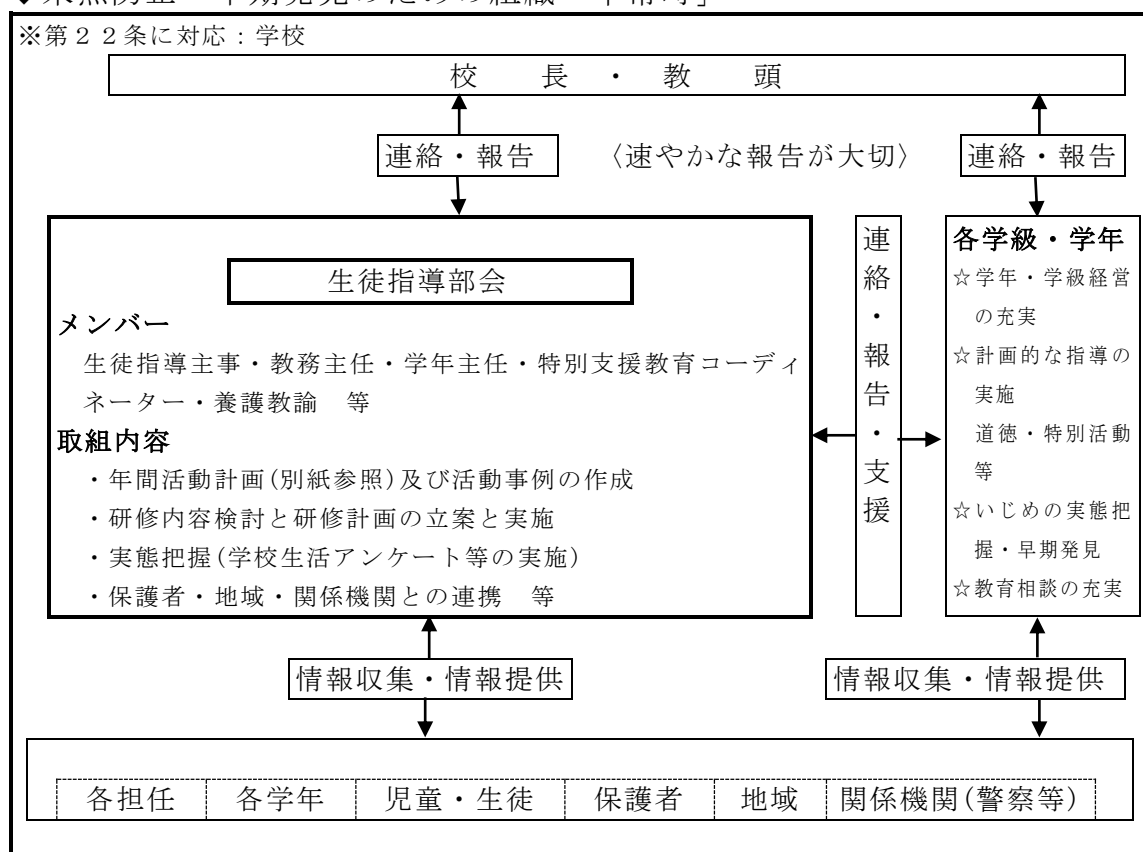
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」

※第22条に対応：学校



②児童のよさを伸ばす教師のかかわり

教師が児童のよさを認めることを、積極的に行う。普段の生活の中で、児童のよい行動やその児童自身の成長を見取るように心がけ、認めるようにする。本校独自の取組である「表彰簿」を活用し、児童のよさを大いに認めるようにする。

③学年・学級経営の充実

学級の中でも、お互いを認め合う雰囲気作りに努める。帰りの会の「がんばった子の紹介」等を継続して行い、児童が、友達のよさを素直に認め合える雰囲気作りをする。いじめについて考える集会を行い、いじめへの意識を高める。

④授業における生徒指導

授業においては、児童同士が教え合い、学び合う場を設定する。お互いに高め合うことができる授業を展開する。

⑤児童会（委員会）活動の充実

児童会（生活委員会）を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、児童同士でいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

⑥道徳や体験活動等の充実

道徳の時間では、思いやりや感謝の心を育てる資料等を用いた授業を継続して行う。また多様性を認め合い、「ともに生きる力」を育む体験的活動の充実を図る。

⑦学校行事の充実

学校行事は、児童主体の運営を目指し、多くの児童が活躍できる場とする。

⑧差別や偏見の防止の徹底

道徳科や特別活動等を通じて、人権に関する知識理解を深め、人権感覚を養うことにより、差別や偏見を生まない意識の醸成を図る。

(2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても**いじめやいじめと疑われる事案に対し**、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

①教師と児童の普段のかかわり

教師が児童と向き合う時間を確保し、休み時間や給食、清掃の時間等も一緒に遊んだり活動したりするようにする。

教師は児童に受容的な態度で接し、児童の話をじっくりと聞くようにする。

②組織での検討

児童の変化に気付いたときは、どんな小さなことでも学年の先生や生徒指導主事に報告するようにする。そして、多くの目でその児童を見ていくようにする。もし必要があれば、ケース会議等を開き、児童への対応等について検討する。

③学校生活（いじめ）アンケートの実施

健康観察アプリ「シャボテンログ」を活用し、児童の心と体の調子を日々見守る。また、定期的に学校生活アンケート（いじめ）を行い、いじめの早期発見に努める。

④教育相談の充実

教育相談週間等を設定し、一人一人の児童と担任が話をする機会を設ける。

市の学校派遣相談員と連携し、気になる児童の教育相談を計画的に継続して行うようにする。

⑤たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

学校だよりや学年だよりでは、いじめに対する学校の考え方や取組等を知らせる。ホームページでは、いじめ防止基本方針等を掲載して、学校のいじめ対策について保護者に理解をしていただく。

⑥いじめの相談・通報窓口について

いじめについての相談・通報窓口は、原則として生徒指導主事または教頭とするが、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

保護者からの相談は、担任へくることが多いと思われるが、その内容等により、生徒指導主事または教頭が、対応を担当するものとする。

⑦家庭及び地域との連携

電話連絡や連絡帳等で、日頃から家庭との連携を密にする。家庭からの情報があった場合は、迅速に対応する。また、学級懇談会等でもいじめを話題にして、家庭と学校のいじめ防止に向けた連携を強めていく。

地域の保護司や民生委員、防犯連絡員や地域巡回員の方々に、学校だより等を通して普段の学校の取組を知らせる。また学校側から、児童の地域での様子等を伺うようにして、地域の方々との連携を深める。

⑧関係諸機関との連携

所轄警察及び市教育センター、こども家庭課と児童たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。

⑨いじめ問題に対する研修の充実

職員集会等で、新聞記事や事例等を提示し、職員のいじめに対する意識を高めるようにする。

⑩インターネットを通して行われるいじめに対する対策

高学年の児童と保護者を対象に、携帯電話のＳＮＳやメール等の使い方について

の講習会を行う。その中で、SNSやメール等を使ったいじめについて知り、予防策や対応について理解を図る。

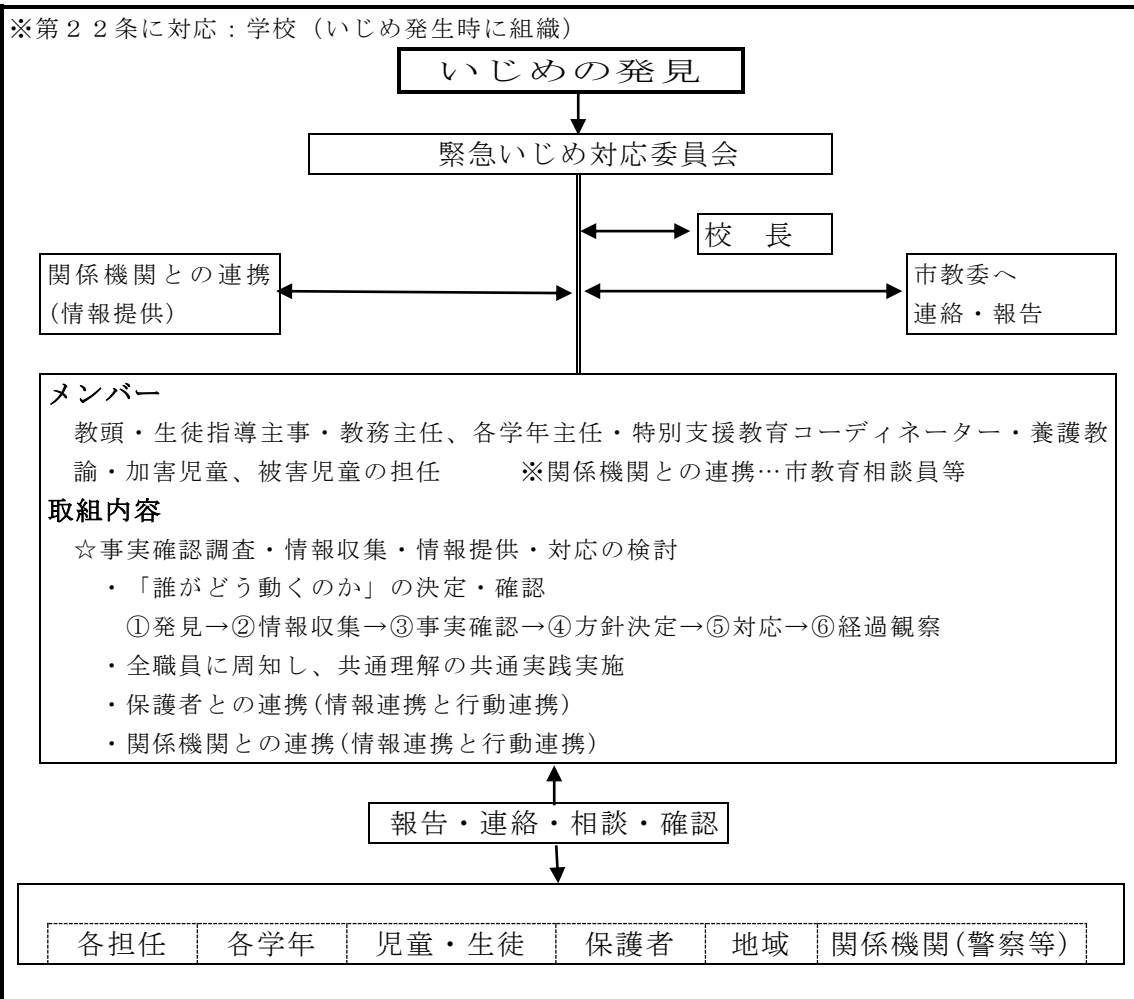
(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

◆ いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



② いじめへの対応

校長の指導監督のもと、担任・学年担当・生徒指導主事を中心に、いじめられた児童やいじめの情報をくれた児童から話を聞き、いじめについての情報を集める。次に、いじめたとされる児童からも話を聞き、いじめの事実を確認する。そして、いじめ対応委員会で対応方針を決定する。その後、全職員に対応方針を周知し、共通理解のもと共通実践をする。保護者への対応は、担任とともに教頭、生徒指導主事が中心に行う。

③ 重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。（**重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を**

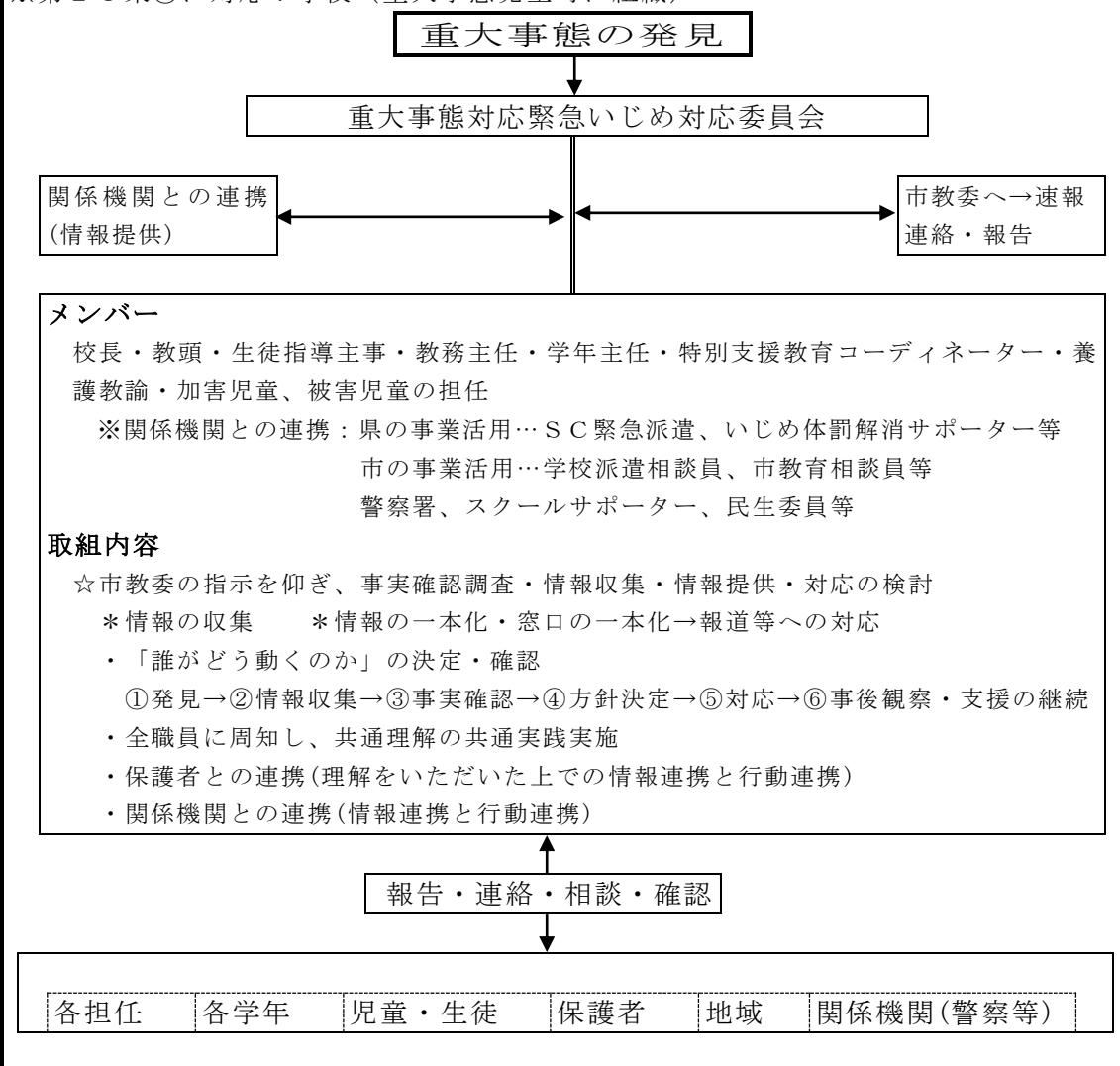
開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始する。)

ア 重大事態が発生及び疑いが生じた旨を、龍ヶ崎市教育委員会に報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラーの緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ・ いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・ いじめの早期発見・対応に関する取組について

令和7年度 龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画

	学校行事	学校としての取り組み	児童主体の活動
4月	・ 新任式・前期始業式 ・ 入学式 ・ P T A 授業参観 ・ 避難訓練（火災） ・ 1年生を迎える会	・ 「龍の子のやくそく」配付 ・ 生徒指導全体研修会 「配慮を要する児童」について ・ 学年学級開き人間関係づくり ・ 道徳の実践（年間） ・ S S T の実施（学級活動） ・ 登校班会議①	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
5月	・ 地域コミュニティあいさつ運動 ・ 中学校区引渡訓練	・ S O S の出し方教育 ・ わたげん（5年）	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
6月	・ 交通安全教室	・ 生活アンケート① ・ わたげん（6年）	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
7月	・ 避難訓練（不審者） ・ 個別面談	・ 登校班会議② ・ Q - U 調査分析①	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
8月		・	
9月		・ 夏休み明け人間関係作り ・ S S T の実施（学級活動） ・ 生活アンケート② ・ わたげん（4年）	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
10月	・ 前期終業式 ・ 後期始業式 ・ 龍の子オリンピック		・ リーフリボン集会 ・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
11月		・ 生命の安全教育 ・ わたげん（3年）	・ 龍ヶ崎中学校区リーフリンフォーラム（6年生） ・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
12月		・ Q - U 調査分析② ・ わたげん（2年） ・ 登校班会議③	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
1月	・ 県学力診断のためのテスト ・ 避難訓練（地震）	・ わたげん（1年）	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
2月	・ 学年末 P T A ・ 感謝の集い	・ 生活アンケート③	・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）
3月	・ 卒業式 ・ 修了式	・ 登校班会議④	・ 感謝の集い（6年生を送る会を含む。各学年・5年生実行委員） ・ あいさつ運動（生活委員会 毎週火曜・木曜）